

法制審議会諮問第83号（少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を
図るための法整備）に関する御意見の募集について

平成19年11月30日
法 務 省

<意見公募要領>

少年審判手続において、被害者やその遺族の方々への配慮を充実させることは極めて重要であると考えられ、平成12年には少年法の改正により、少年保護事件の被害者等による記録の閲覧・謄写、被害者等の申出による意見聴取、審判結果等の通知の各制度が導入されるなど、少年審判手続における被害者の方々に対する配慮の充実が図られました。

しかしながら、多くの犯罪被害者等にとって、その被害から回復して平穏な生活に戻るためには依然として様々な困難があることが指摘されています。このような状況から、平成16年12月には、犯罪被害者等基本法が成立し、その基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが規定されています。また、この基本法を受け、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画においては、「法務省において、平成12年の少年法等の一部を改正する法律附則第3条により、同法施行後5年を経過した場合に行う検討において、少年審判の傍聴の可否を含め、犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた検討を行い、その結論に従った施策を実施する」こととされております。

法務省においては、こうした基本法や基本計画の趣旨、あるいは被害者の方々を始めとする関係各方面の御意見や御要望をも踏まえ、少年法の見直しの必要性等について慎重に検討を行ってきたところですが、その結果、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、早急に法整備をする必要があると考えたことから、平成19年11月29日、法務大臣から法制審議会（法務大臣の諮問機関）に対し、諮問第83号（下記1参照）が発出されました。つきましては、諮問事項第一から第四までについて、下記により、広く国民の皆様の御意見を募集いたしますので、賛否を含め具体的な御意見をお寄せください。

なお、参考資料として、「諮問事項の説明」を添付いたします。

記

1 意見公募の対象

諮問第83号（原文縦書き）

犯罪被害者等基本法の趣旨及び目的等にかんがみ、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、早急に法整備を行う必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

第一 被害者等による少年審判の傍聴

一 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつて次に掲げる罪に係る刑罰法令に触れるもの（いずれも被害者を傷害した場合にあつては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。第二において同じ。）から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合において、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

1 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

2 刑法第二百十一条（業務上過失致死傷等）の罪

二 家庭裁判所は、一により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、その者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、審判を妨げ、又はこれに不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、傍聴する者に付き添わせることができるものとする。

三 一により審判を傍聴した者又は二によりこの者に付き添った者は、正当な理由がないのに傍聴により知り得た少年の氏名その他少年の身上に関する事項を漏らしてはならず、かつ、傍聴により知り得た事項をみだりに用いて、少年の健全な育成を妨げ、関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は調査若しくは審判に支障を生じさせる行為をしてはならないものとする。

第二 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大

裁判所は、少年法第三条第一項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、同法第二十一条の決定があつた後、当該保護事件の被害者等又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求める理由が正当でないと認める場合及び少年の健全な育成に対する影響、事件の性質、調査又は審判の状況その他の事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

第三 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大

少年法第九条の二に規定された被害者等の申出による意見の聴取の対象者に、被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を加えるものとする。

第四 成人の刑事事件の管轄の移管等

一 少年法第三十七条第一項に掲げる罪に係る訴訟の第一審についての裁判権を、家庭裁判所の権限から除き、地方裁判所又は簡易裁判所の権限とするものとする。

二 同法第三十八条を削除するものとする。

2 意見公募期間

平成19年11月30日（金）から平成20年1月4日（金）（必着）

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

○ 郵送の場合

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省刑事局刑事法制管理官 あて

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（法制審議会諮問事項について）」と記載してください。

○ 電子メールの場合（テキスト形式でお願いします。）

電子メールアドレス： keiji8@moj.go.jp

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

※ 件名を「パブリックコメント（法制審議会諮問事項について）」としてください。

○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 03(3592)7054

法務省刑事局刑事法制管理官 あて

※ 冒頭に件名として「パブリックコメント（法制審議会諮問事項について）」と記載してください。

4 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）。お寄せいただいた御意見については、個別の回答はいたしかねます。また、原則公表させていただき、その際、氏名（法人名）についても併せて公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

5 問い合わせ先

法務省刑事局刑事法制管理官 TEL：03-3580-4111（内線5655）